

## 第3章 計画の推進に向けて

### 1 基本理念

---

私たちが暮らす地域には、高齢者や障がい者など福祉的な支援や配慮が必要な人、安定した仕事や住居がないために生きづらさを抱えた人など、さまざまな人が暮らしています。

そのような中、犯罪や非行から立ち直ろうとする人が、地域で孤立し、必要な支援につながらなかったことによって、再び罪を犯してしまうこともあります。

そのため、犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を深め、地域の一員として受け入れ、必要に応じた支援につなげていくことが必要です。

これまでも加古川市では、平成28年に策定した「第3期加古川市地域福祉計画」に基づき、だれもが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けることができるまちづくりをめざし、さまざまな地域福祉の担い手が、お互いに支えあい、つながりあうことによって、高齢者、障がい者、子どもなど、地域で暮らすすべての人を支える仕組みとなるような「地域包括ケアシステム\*」の構築に向けた取り組みを進めてきました。

このため、再犯防止推進計画は、次に掲げる地域福祉計画の基本理念のもと、犯罪や非行から立ち直ろうとする人も含めて、地域の中で暮らすだれもが、安全で安心して暮らし続けることができるまちづくりをめざし、5つの取り組み方針を定めて再犯防止施策を展開していきます。

未来につながる 支えあいのまち 加古川  
～ 今一度 みんなでつなぎ育てる 地域づくり～

## 2 取り組み方針

---

### (1) 安全・安心なまちづくりの推進

これまでも取り組んできた犯罪が起きにくい地域づくりをさらに推進するとともに、一人ひとりが自らの安全確保に対する意識を高め、住民をはじめとした地域のさまざまな主体が協働することにより、地域が一体となって犯罪を防止する活動を推進します。

### (2) さまざまな支援の充実

高齢者や障がい者、子どもなどで福祉的な支援を必要とする人や、住居や就労先がなく生活が不安定な人など、支援を必要とする人の状況の把握と、それを踏まえたきめ細やかな支援を行う体制を充実させるとともに、地域のさまざまな担い手による支えあいや見守りの仕組みづくりに取り組みます。

### (3) 子どもの健全育成を支える仕組みづくり

非行を生まない地域社会の実現に向けて、次代を担う子どもや若者が、自他ともにかげがえのない存在であることを認識するとともに、社会の一員であることを自覚し、自ら進んで社会参加できるよう、家庭・学校園・地域等が連携して子どもたちの学びや成長を支え、健全育成のための環境づくりを促進します。

### (4) 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行をした人の立ち直りを支える地域の民間協力者の活動を支援するとともに、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進し、立ち直ろうとする人の更生について理解を深め、地域で受け入れる土壌を育てることをめざします。

### (5) 関係機関・団体等との連携の強化

国や市内に所在する4つの矯正施設、地域の関係機関、民間協力者等が情報を共有し、有機的に連携協力できる仕組みづくりを推進します。また、地域住民を中心とした、地域課題の共有から解決まで取り組むことができる体制の充実を図ります。

## 【再犯防止の推進に向けた取り組みのイメージ】

